

明治16年と同21年の上申書からみた 明治天皇皇子女夭折問題

深瀬 泰旦

順天堂大学医学部医史学研究室

受付：平成26年9月16日／受理：平成27年4月10日

要旨：明治天皇には15名の皇子女があったが、成人に達したのはそのうちわずか5名にすぎない。いずれも脳膜炎類似の症状を呈して幼少期に死亡し、その平均余命は10.8ヶ月であった。相次ぐ皇子女の夭折によって、宮中や政府関係者は皇統の危機さえ認識せざるをえない状況においこまれた。『明治天皇紀』を中心に、それに関連した池田文書所収の明治16年と同21年の上申書から、明治天皇の皇子女の生育や医療の環境について検討をくわえるとともに、実施された施策について言及した。しかしこの施策によって状況が好転したとは思えない。

キーワード：『明治天皇紀』、明治天皇皇子女養育についての上申書、皇子女夭折問題、橋本綱常

1. はじめに

明治天皇には15名の皇子女があったが、成人に達したのはそのうちわずか5名にすぎない。いずれも脳膜炎と思われる症状によって幼少期に死亡している。これによって当時の宮中や政府関係者は、皇統の危機さえ認識せざるをえない状況においこまれた。『明治天皇紀』を中心にした史料にもとづき、それに関連した池田文書所収の文書から、明治天皇の皇子女の生育や医療の環境について検討をくわえるとともに、それをめぐる宮内省と太政官や政府の動きをさぐるのが本論の目的である。

2. 明治天皇の皇女子 ——その生育歴と病状経過

第1皇子・第1皇女は妊娠中毒症による死産

『平成新修旧華族家系大成』¹⁾によると明治天皇には5男10女の皇子・皇女があった。このうち成人まで達したのはわずか5名であり、皇子は明宮嘉仁親王、すなわち皇太子であり、のちの大正天皇ただ1人である(表1~3)。

これら10人の平均寿命は10.8ヶ月である。夭折する乳幼児がおおかった時代とはいえ、これは異常に短命といわざるをえない。また単純に計算した死亡率は3分の2、すなわち67%で、これまた明治33年当時の乳児死亡率155(出生千対)、すなわち15.5%に比して異常に高い数値といえよう。

それぞれの皇子女の生後経過と病状を正しく理解するために、煩をいとわずに『明治天皇紀』から原文を引用する。なお本論において引用した原文はすべて縦書である。

・第1皇子稚瑞照彦尊

生母は権典侍葉室光子——葉室長順の次女

明治6年9月18日誕生 同日死亡

死亡時年齢 1日

『明治天皇紀』には

十八日 午後三時三十分、永田町御用邸に於て第一皇子誕生あり、即時薨去す、……諡して稚瑞照彦尊と曰ふ、同日光子卒す²⁾

表1 明治天皇皇子女死亡児の生後経過（『明治天皇紀』より）

	生 年	歿 年
第1皇子稚瑞照彦尊	生母は権典侍葉室光子——葉室長順の次女 明治6年9月18日	同日死亡
第1皇女稚高依姫尊	生母は小桜典侍橋本夏子——橋本実麗の三女 明治6年11月13日	同日死亡
第2皇女梅宮薫子内親王	生母は早蕨権典侍柳原愛子——柳原光愛の次女 明治8年1月21日	明治9年6月8日
第2皇子建宮敬仁親王	生母は早蕨権典侍柳原愛子 明治10年9月23日	明治11年7月26日
第3皇女滋宮韶子内親王	生母は花松権典侍千種任子——千種有任の長女 明治14年8月3日	明治16年9月6日
第4皇女増宮章子内親王	生母は花松権典侍千種任子 明治16年1月16日	明治16年9月8日
第5皇女久宮静子内親王	生母は小菊権掌侍園祥子——園基祥の次女 明治19年2月10日	明治20年4月4日
第4皇子昭宮猷仁親王	生母は小菊権掌侍園祥子 明治20年8月22日	明治21年11月12日
第5皇子満宮輝仁親王	生母は小菊権典侍園祥子 明治26年11月30日	明治27年8月17日
第10皇女貞宮多喜子内親王	生母は小菊権典侍園祥子 明治30年9月24日	明治32年1月11日

表2 明治天皇皇子女の死因（『明治天皇紀』による）

	死 因	歿年齢
第1皇子稚瑞照彦尊	記載なし	1日
第1皇女稚高依姫尊	子癇	1日
第2皇女梅宮薫子内親王	脳疾	1歳4ヶ月
第2皇子建宮敬仁親王	脳水腫	10ヶ月
第3皇女滋宮韶子内親王	脳膜炎	2歳1ヶ月
第4皇女増宮章子内親王	慢驚風症（脳膜炎）	7ヶ月
第5皇女久宮静子内親王	生齒熱 慢性脳膜炎を併発	1歳1ヶ月
第4皇子昭宮猷仁親王	脳膜炎	1歳2ヶ月
第5皇子満宮輝仁親王	慢性脳膜炎	8ヶ月
第10皇女貞宮多喜子内親王	脳膜炎	1歳3ヶ月

とある。誕生の日に死亡したことをのべ、同時に生母葉室光子も死亡したことがしるされている。

・ 第1皇女稚高依姫尊

生母は典侍橋本夏子——橋本実麗の三女

明治6年11月13日誕生 同日死亡

死亡時年齢 1日

明治6年11月13日の記事は

午後七時二十分青山御用邸に於て第一皇女誕生あり、生母は権典侍橋本夏子なり、夏子四月懐妊せしが、是の日午前、卒然劇烈なる子癇症を發し、容體險悪なり、……終に奏上を経て人工を以て娩出せしが、即時皇女薨去

表3 成人に達した明治天皇の皇子女

		生 年	生 母
第3皇子明宮嘉仁親王	のちの大正天皇	明治12年8月31日	柳原愛子
第6皇女常宮昌子内親王	のちの竹田宮恒久王妃	明治21年9月30日	園 祥子
第7皇女周宮房子内親王	のちの北白川宮成久王妃	明治23年1月28日	園 祥子
第8皇女富美宮允子内親王	のちの朝香宮鳩彦王妃	明治24年8月7日	園 祥子
第9皇女泰宮聡子内親王	のちの東久邇宮稔彦王妃	明治29年5月11日	園 祥子

す、……諡して稚高依姫尊と曰ふ、生母夏子亦十四日午前四時卒す³⁾

とある。人工娩出によって胎児は死亡し、生母夏子も約8時間半にして死亡した。ここにははっきり子癩という病名があげられている。これら2人の皇子女は、いわゆる世俗の命名はなく、神道に則った名称だけがつけられているのは死産だったからであろう。妊娠中毒症のために母子ともに落命したものと思われる。

第2皇女・第2皇子は「脳疾」死

・第2皇女梅宮薫子内親王

生母は早蕨権典侍柳原愛子——柳原光愛の次女
明治8年1月21日誕生
明治9年6月8日死亡
1歳4ヶ月

このころは天然痘が流行していたので、梅宮は生後1ヶ月足らずの2月19日に天皇とともに種痘をうけた。皇后は1月7日、すでに種痘をうけている。

しかし『明治天皇紀』には、天皇は慶応2年に牛痘接種を受けていることをしるしている。ここには

親王、往年中山忠能の第に在しし時、忠能密かに蘭方医大村泰輔をして種痘を親王に上らしむ、痘苗は夙に種痘の術に長ぜる醫師安藤桂州の上る所なれども、牛痘を憚り、一たび野宮定功の女兒に施し、而して後之れを上りしと云ふ⁴⁾、

とあって、この「親王」とはのちの明治天皇をさ

す。接種の結果についての記述はないが、このおりに父孝明天皇からの感染はまぬがれている。はたして今回の接種が善感したか否かについての評価はむずかしい。

明治9年6月2日夜にいたって梅宮は2度の痙攣を發した。6月8日の記事には

第二皇女薫子内親王生まれて数月脳疾に罹る、百方醫療を試み較々癒えしが、本年四月に至りて再び病勢漸く進む、侍醫伊東方成等治術を盡ししかども其の効なく、昨夜危篤を傳へ、是の日午前五時薨去す、享年二⁵⁾

とある。梅宮は生まれて数ヶ月後に「脳疾」に罹患したが、治療の甲斐あってほぼ治癒していたところ、生後1年3ヶ月ごろに再発して経過はおもわしくなかった。死因は明らかにされていないが、病状経過からみてこの「脳疾」が原因であったとっていいだろう。

・第2皇子建宮敬仁親王

生母は早蕨権典侍柳原愛子——柳原光愛の次女
明治10年9月23日誕生
明治11年7月26日死亡
10ヶ月

建宮誕生のこの日は西南戦争が最終局面をむかえていた。西郷隆盛が陣をはる鹿児島城山への総攻撃がはじまった日である。建宮は生後7ヶ月の明治11年5月1日に発熱があった。良好の経過で治癒したが、6月30日に「脳水腫」を發したという。

去月三十日脳水腫を發し、病勢漸く進めるを

以て、侍醫の他に海軍軍醫総監戸塚文海・陸軍軍醫監佐藤進・同橋本綱常をして拝診せしめたまふ、昨二十五日重體なり、乃ち皇后・皇太后相踵いで建御殿に行啓あらせらる、是の日午後二時危篤を傳へ、同三十分遂に薨去す、享年二⁶⁾

とある。侍医以外に時の陸海軍医部最高の顔ぶれが診療にあたったが、その効果はみられなかった。このような人選はこれからもしばしばみられる。

明治11年7月23日付の長与専齋書簡には、池田謙齋が詰めきりで治療に当たっているのでさぞや疲労がかさなることと推察するとある⁷⁾。しかし専齋の立場からはその病状を詳細に知ることはなかったであろう。

あいつぐ脳膜炎による死亡

・第3皇女滋宮韶子内親王

生母は花松権典侍千種任子——千種有任の長女
明治14年8月3日誕生
明治16年9月6日死亡
2歳1ヶ月

それまで順調に育っていた滋宮は、生後1年の夏、明治15年に脳膜炎に罹患し、一旦は回復しながら、翌明治16年9月6日に下谷区二長町の嵯峨実愛邸において死亡した。

明治十五年七月脳膜炎に罹る、醫藥効あり、平癒せしが、今年八月暑甚しきに及び、疾復發す、初め浅田宗伯主治醫たり、後侍醫池田謙齋診候したるも効なし、是の日午後八時遂に薨ず、天皇朝を輟めたまふこと一日、三日間歌舞音曲を停めらる⁸⁾

とある。主治医は漢方医学の大家浅田宗伯であったが、のちに侍医池田謙齋が治療にくわわった。

このさいの病状経過については遠藤正治論文にも報告があるが⁹⁾、池田文書所収の賀川満載書簡¹⁰⁾によって、生母の治療は洋方で、病児の治療は漢方、洋方を併用しておこなっていることをのべている。

また香川啓三は池田謙齋にたいして、早めの帰京をうながしている明治16年8月27日付の書簡があるが、病状についての記述はない。

然ハ此程より滋宮・増宮御二方少々御違例ニ被為入、嵯峨殿、堀川殿等大ニ痛心致し、老台之御帰京のみ渴望致し居候次第ニ御座候¹¹⁾

・第4皇女増宮章子内親王

生母は花松権典侍千種任子——千種有任の長女
明治16年1月16日誕生
明治16年9月8日死亡
7ヶ月

明治16年9月5日の条には

章子内親王の病篤し、皇太后御微行にて内親王寓所に行啓あらせられ、其の状を見たまふ¹²⁾

とあり、ついでその翌日は皇后が微行で増宮を病床に見舞った。3日後9月8日の死亡当日の記事はつぎのようである。

章子内親王麴町裏霞ヶ關の寓所堀河康隆邸に於て薨ず、生れて僅かに九箇月なり、……客月十五日痰欬吐乳の症に罹る、浅田宗伯主治醫として診察す、未だ驗なし、是の月一日慢驚風症(脳膜炎)を發し、病益々重し、既記の如く皇太后は五日、皇后は六日共に潜かに其の殿に行啓して、其の病を視たまふ、天皇憂焦、侍醫池田謙齋をして診治せしめ、七日特に命じて軍醫監橋本綱常をして診候せしめたまふ、是の日病俄かに革まり、午後一時二十五分遂に薨ず、天皇朝を輟めたまふこと一日、三日間歌舞音曲を停めらる、……是の月三日間に兩皇女を喪ひ、國民盡く悲傷す、葬儀の日人民道路に雲集して柩を送る¹³⁾

3日間に2人の皇女を喪ったことになる。そのため国民の悲嘆はおおきく、葬儀を見送る群衆は沿道をうめたという。ここには死亡原因として

「慢驚風症（脳膜炎）」があげられている。

漢方医への篤い信頼

9月11日には、このとき唯一人のこされた皇子となった皇太子明宮の養育主任である中山忠能は、医師にたいしては、「常に協力して解怠することなかるべき」こと、侍女にたいしては「菓餌、飲食を始め、親王の保健等に深く注意せしめ」、仕人にたいしては「防災其の他に意を用ゐしむ」などの心得をしめして、万遺漏なきようにとの指示をあたえた¹⁴⁾。

浅田宗伯は両皇女の治療が奏功しなかったこと、このおりに「漢洋の医方交々行われて相亂るゝを憾み」自ら辞職を申し出た。しかし天皇の意向は漢洋を併せもちいて、まず橋本綱常陸軍軍医監を宮内省御用掛に任命し、侍医である伊東方成と岩佐純に協力して診察に当たらせる、さらに薬方は御匙医浅田宗伯と協議して行うようにというものであった。

これにたいして中山忠能は、綱常の診察については反対ではないが、

薬方は漢洋各々其の方を異にし、氷炭相容れざるを以て到底併用すべからず、宜しく漢洋何れにか一定し、病症に應じて臨機之を決するの外なかるべし¹⁵⁾

と妥協案を提示してこの場をおさめた。これによって宗伯の診察は旧の如く続けられることになった。天皇の漢方医への厚い信頼がみられる。

明治16年10月、侍医たちは連署して意見を具申した¹⁶⁾。この上申書——本論において「明治16年上申書」とよぶ——の前半において、天皇の脚気治療における転地の重要性をといているが、当面の問題と関連はないので省略する。後半部分で、皇子女たちの相次ぐ病死を憂慮して、その養育方法などについて突っ込んだ意見を具申した。これについてはのちに詳述する。

- ・ 第5皇女久宮静子内親王
生母は小菊権掌侍園祥子——園基祥の次女

明治19年2月10日誕生

明治20年4月4日死亡

1歳1ヶ月

久宮は明治19年5月18日、生後3ヶ月で麴町区永田町皇后宮大夫香川敬三の邸にうつり、その翌明治20年4月4日に死亡した。

内親王今年一月一日以来發熱吐乳す、蓋し生齒熱なり、尋いで慢性脳膜炎を併發す、病輕からず、然るに侍醫岩佐純・御匙醫浅田宗伯療法に就きて意見を異にす、御用掛香川敬三其の處置に苦しみ、御用掛侯爵中山忠能に諮り、相共に其の事由を奏して聖慮を仰ぐ、遂に聖旨を以て純をして診治せしめ、又侍醫池田謙齋を熱海より召して診候せしむ、醫業功あり、病頗る怠りしが、三月下旬寒氣俄かに加はることあり、病再び發し、是の日遂に薨ず、享年二¹⁷⁾

明治20年元日に発熱、嘔吐がみられたが、ときに生後10ヶ月で、これは生齒熱によるものだとしている。このころはまだ生齒にさいしているような障害がおこり、ときには死亡することもあると信じられていた。4月にいたって「慢性脳膜炎」を併發して重篤な症状を呈したが、治療に当たっていた岩佐純と浅田宗伯のあいだで治療上の意見が対立して収拾がつかなかった。そこで天皇の裁断を仰ぎ、その決断によって岩佐純と池田謙齋の合議によって治療がすすめられたが治癒させることはできなかった。

ドナルド・キーン『明治天皇』によると¹⁸⁾、漢洋どちらの医師に託すべきかについて判断に苦しんだ香川敬三は中山忠能にはかったが、中山忠能も判断できずに天皇直々の判断をあおぐことになった。病状はいったん回復したかにみえながら、3月下旬から再び悪化して4月4日に死亡した、とキーンはしるしている。

この皇女の不予にあたって萩原三圭がめされたとの書簡が池田文書にある¹⁹⁾が、ここには病状経過についてはしるされていない。香川啓三書簡にはわずかながら病状がしるされているものの、

表4 第5皇女久宮静子内親王の体重推移

	体 重	一日の増加量 (グラム)
明治19年4月14日	1,180 匁	4,425 グラム
5月7日	1,280	4,800 16.3
6月7日	1,500	5,625 26.6
7月1日	1,610	6,037 17.1

この1, 2週の間は、岩佐純の他出は見合わせて様子をみるように取り計ってほしいと申し立てているにすぎない。

久宮今朝丸葉キニ一子差上候処、御吐乳被為在候、其他ハ御異常無之候、……将又昨日一寸申上置候岩佐氏、一二週間計宮ノ御様子黑白分明まで他出見合之義^(ママ)も御申入被下候²⁰⁾

久宮の体重推移が岡田昌春の「奉侍録 卷二」²¹⁾にある。他にはこのような数値は見出しえないので、なぜここにだけ唐突に表記されているのかは不明だが、それだけに発育状況を知るうえで貴重なデータといえる。このころは重量の単位表記は尺貫法なので、これをグラム表記に換算して月初の数値と比較して1日の増加量を算出してみると表4のようになる。これを『児科必携』（第3版明治27年）にのる正常の増加量とくらべるとさして遜色のない数字なので、すくなくとも生後6ヶ月まではほぼ順調に発育していたといえる。

・第4皇子昭宮猷仁親王

母は小菊権掌侍園祥子——園基祥の次女

明治20年8月22日誕生

明治21年11月12日死亡

1歳2ヶ月

明治20年夏に生まれた昭宮は、中山忠能の孫にあたる養育掛中山孝麿の麴町有楽町の邸で養育されていた。翌明治21年10月中旬に脳膜炎に罹患した。11月12日の記事はつぎのようにいう。

親王長じて二歳、御養育掛侯爵中山孝麿麴町區有楽町の第に於て養育す、去月中旬以来脳

膜炎に罹る、福井貞憲拝診御用として専ら診療に従事す、然るに病症漸次重きを加へ、是の月十日全く昏睡の状に陥る、貞憲、浅田宗伯、村瀬豆洲等と謀り只管治方を盡すも更に驗なし、遂に危篤の旨を奏す、天皇大に憂慮し、侍従子爵富小路敬直を差遣して其の病を問はしめたまふ、天皇惟へらく、病既に革まる、治癒道なかるべきも、尚旨を侍醫池田謙齋に諭し、然るべき醫を召し、共に診候せしむべしと、謙齋命を拝し、陸軍軍醫総監橋本綱常、海軍軍醫総監高木兼寛を薦め、共に診候し、百方法を悉せしも薬石復た効なし、是の日午後二時三十分遂に薨²²⁾

10月中旬からかかっていた「脳膜炎」によって11月10日には昏睡状態におちいった。このときも陸海軍医部の最高位にある、橋本綱常陸軍軍医総監と高木兼寛海軍軍医総監が治療にあたったが薬石効なく死亡したという。

このとき診療にあたった福井貞憲は名古屋の漢方医で、東京の浅田宗伯、京都の村瀬豆洲とならんで三大漢方医と喧伝されていた医師である。この福井貞憲は浅田宗伯、村瀬豆洲の二人と密接な連絡をとりあって診療にあたったが功を奏さなかった。

ここにみるような漢方重用についてキーンは

侍医等の実績は、芳しいものではなかった。しかし伝統的な「漢方」に固執する天皇は、侍医を交代させなかった²³⁾。

と踏みこんだ見解を披瀝している。

高木兼寛ははたして拝診したか

さきにあげた3名の医師たちによる昭宮の病状経過をしるした容体書が、同じ岡田家文庫所蔵の「昭宮奉侍録」にある²⁴⁾。それによると主症状としては臍突出、腹部膨満、吐乳、胃部の痙攣であり、これは「全御胎毒之変蒸ニ寄り、御胃部之痙攣ヲ激發セシ御容体ト奉診候」として、これら症状は胎毒にもとづくものであると診断した。本容体書の日付は「明治二十二年十一月六日」となっているが、昭宮が死亡したのは明治21年11月12日なので、この日付は明らかに誤りであるといえるが、その理由についてはまったく不明である。このときの諸症状は緩解して、その後は順調に成長している。

その後におとづれた末期の症状はさきの『明治天皇紀』にみえるごとく²²⁾、ここに高木兼寛拝診の記事がみえるが、池田文書におさめられている高木兼寛の書簡によると、拝診の指示をうけながら、じつは診察の場には臨まなかったように読める。その書簡には以下のようにしるされている。

拝啓、昭宮殿下御症状早ヤ々々御通知被下難有奉拝謝候、就ては早速拝診申上度存候得共、小生之病症判然不致、然ルニ押て参殿候も何分恐入候次第ニ付、態と差控へ仕候次第ニ御坐候間、吉井次官・香川太夫其他え可然御取計之程伏て奉願上候、早々拝答²⁵⁾

とあって、診察に参殿しなかったことをうかがわせる内容である。この書簡は11月11日の日付で、これは昭宮が死亡する前日にあたる。診察の指示が発せられたので、それにもとづいて『明治天皇紀』は診察がおこなわれたと記述したのだろうが、じつは高木兼寛は自身の体調不良のために辞退したいことを申しでた。なお吉井は吉井友実宮内次官、香川太夫は香川啓三皇后宮太夫である。あるいは翌日の危篤状態のさいに急遽召し出された可能性もないとはいえないが、これを明らかにする資料はみられない。拝診はなかったという可能性が高かったと考えられる。

・第5皇子満宮輝仁親王

生母は小菊権典侍園祥子——園基祥の次女

明治26年11月30日誕生

明治27年8月17日死亡

8ヶ月

第5皇子については養育主任として林友幸を、拝診御用として侍医岩佐純をあてた。このとき林友幸の妻と娘ともに養育の任にあたった。

輝仁親王薨ず、六月以来親王慢性脳膜炎の徴候あるを以て、箱根宮ノ下に轉地療養す、爾後少しく輕快なりしも、是の月十一日より病勢増進し、衰弱甚しく、昨十六日午前十時二十分、遂に心臓麻痺に陥りて薨ず²⁶⁾

死亡の日に異同があるのは喪を秘して遺骸を東京に連れかえり、翌8月17日午前3時に喪を発したので、死亡日が1日ずれたものと思われる。8月21日に葬儀がおこなわれ、豊島岡の皇族墓地にほうむられた。

岡玄卿の明治27年8月28日づけ書簡——満宮は明治27年8月17日に死去しているので本簡は7月28日のものかとの注記がある——では

満宮殿下ハ昨今御生齒ニ有之、余程腦ノ刺激症被為在候様相伺候、然シ痙攣等ハ未タ御発シ不被為遊候、御榮養ハ非常ニ悪敷被為在候²⁷⁾

とのべている。脳の刺激症状や発育不良がみられ全身状態はけっしてよくはないが、痙攣はみとめられないないと記されている。

・第10皇女貞宮多喜子内親王

生母は小菊権典侍園祥子——園基祥の次女

明治30年9月24日誕生

明治32年1月11日死亡

1歳3ヶ月

『明治天皇紀』明治32年1月11日の記事はつぎのようにいう。

第十皇女多喜子内親王薨ず、年三、是れより先、内親王病むこと二旬餘、是の月九日神奈川県足柄下郡酒匂村松濤園に徙りて加療せしが、十日夜半遽かに脳膜炎の症候あり、……是の朝陸軍軍醫監男爵橋本綱常・東京帝国大学醫科大学教授弘田長教授等旨を奉じ来りて、供奉の侍醫岡玄卿等と俱に診治に候せしも其の効なく、午後四時遂に薨ず²⁸⁾

ここにはじめて弘田長の名が登場し、治療に参加したことがのべられている。しかしその甲斐もなく貞宮は死亡した。東京帝国大学医科大学小児科教授の力をもってしても、いかんともすることはできなかったのであろう。弘田長の経歴によれば、御用掛に任命されたのは明治34年であるが、それ以前にも臨時御用掛として皇子女の診療に従事していることをうかがわせる。

ここで橋本綱常の官位が軍医総監から軍医監にかわって、あたかも降格しているようにみえるが、これは官制改正による名称の変更にすぎないので、実質的な変更ではない²⁹⁾。

表1にみるように、これら10名の死亡年齢は10.8ヶ月で、1年にも達していないという驚くべき数字である。いくら明治の御代とはいえこれはあまりに異常にすぎるといふべきだろう。

3. 『明治天皇紀』以外の明治天皇伝記にみる皇子女の病状経過

近年、明治天皇の伝記は数多く出版されているが、『続人物研究・伝記詳伝図書目録』³⁰⁾によれば、1912年から1999年にいたる87年間に刊行された明治天皇の伝記や思い出の記などの著作は118点をかぞえる。これらすべてについて皇子女の疾患記述の典拠となった原典を調べたわけではないが、これらのなかから主要な著作とおもわれる3著について検討した。すなわちドナルド・キーン、飛鳥井雅道、そして伊藤之雄の著書である。

詳細な内容をもち、おおくの資料に準拠しているドナルド・キーンによる浩瀚な伝記『明治天皇』(新潮社)の巻末にあげられている参考文献

は、邦文313点、英語をはじめとする外国文が103点で合計416点のおおきに及んでいる。天皇の日々の行状やエピソードなどは側近者の著書などによっているが、皇子女の養育や病状経過については、『明治天皇紀』以外の資料をもちいたと思われる記事をみいだすことはできない。

飛鳥井雅道の『明治大帝』(筑摩書房)は小冊ながらなかなか行き届いた筆致で、キーンの書よりも数段読みやすく心にひびくものがある。

それによると

幕末の宮廷の幼児死亡率は異常にたかかった。……先代の仁孝天皇は四十七歳で没するまでに十五人の子供をませたが、十二人が三歳までに死んだ。育ったのは孝明天皇と幕末史に有名な和宮、ほかに一人(桂宮をついだ淑子内親王)にすぎなかった。孝明天皇自身、第四皇子であり、三人の兄が死んだため皇位についた。孝明の父・仁孝天皇も第五皇子の即位だった³¹⁾。

とあって、幕末の宮廷における乳幼児死亡率の異常の高さを強調しているとともに、明治天皇の祖父仁孝天皇も5男であり、父の孝明天皇も4男でありながら、両者ともさきに生まれた男子がすべて死亡してしまったので皇位についたとのべている。また

孝明天皇の「色」はなかなか盛んであったらしいが、皇胤の危機は確実に存在しつづけていた。祐宮をふくめて、四人の腹から六人の皇子・皇女が生まれたが、五人が三歳以下で死に、生き残ったのは祐宮一人だったし、その祐宮の成長もあやぶまれていたのである³²⁾。

と、いまは父親となっている明治天皇も、自らの生育が危ぶまれていた状況だったという。これにつづいて、

天皇の子供が育たない悪しき前例がはじまった。やがて柳原愛子から、薫子内親王が八年

一月に生まれるが、翌年六月には「脳疾」によって死んだ。第二皇子がやはり柳原愛子から十年九月に生まれるが、この皇子も「脳水腫」によって十一年七月に死んだ³³⁾。

と死因や病名をあげているが、これらはいずれも『明治天皇紀』からの引用である。

さらに伊藤之雄の『明治天皇』³⁴⁾でも、おおくの項目について参考しているのは『明治天皇紀』であり、とくにいまとりあげているテーマでは、『明治天皇紀』以外から引用したと思われる記述はみいだせない。全面的に『明治天皇紀』に拠っていることがわかる。

これをよするに、これら諸書の記述はすべて『明治天皇紀』によっているといっても過言ではない。

4. その対処法の模索

—明治16年と同21年の上申書

養育法についての明治16年の上申書

皇子や皇女のあいつぐ夭折にたいして、ときの政府や宮内省は強い危機感をいだいていた。それにたいして侍医らが連名で意見具申をおこなったことはさきにふれた。その上申書の後半はつぎのようである。この明治16年というのは3日のあいだに2人の皇女が相次いで死亡するという異常な事態が生じた年であることを確認しておきたい。

方成・謙斎・純等更に皇子・皇女の頻りに夭殤せらるるにつき、憂懼措く能はざるものあり、又連署して其の御病の何れも脳膜炎なるを擧げ、向後皇女子の御養育法改革に就き御英斷を冀ひたてまつり、先づ哺乳法を改め、次に箱根・日光等の如き山間清涼の境に離宮を設け、盛夏中皇女子の避暑せられんことを太政大臣に進言す、又別に連署して書を宮内卿に上り、皇女子の御夭殤を以て、先天的御生力の虚弱に原因すとし、皇胤胚胎の初めに攝生の法を尽させらるべしと、進言妃嬪に及び敢へて言を韜むことなし³⁵⁾

とあって、伊東方成や池田謙斎、岩佐純などの侍医が皇女子の夭逝に危機感をいだいて、哺乳法の改善と避暑に利用するための離宮の建設を太政大臣に建言した。別に宮内卿にたいしては、妃嬪にも言及して、体質のしっかりした女性を選任すべきだと進言している。これらにもとづいて天皇は箱根に離宮を、日光にご用邸を建設して皇子女の転地用にあてさせた。事実これが利用されたことは、第10皇女貞宮多喜子は神奈川県足柄下郡酒匂村松濤園において治療を受けていたが不幸な結果に終わったことが『明治天皇紀』にみえる³⁶⁾。

皇子女たちには避暑や遊覧をすすめながら、天皇自らは脚気に悩みながらもこれらの施設を利用することはなかった。このような建言と、それにもとづく施策にもかかわらず、その後も皇子女の夭折をふせぐことはできなかったことはさきの表1に見るとおりである。

明治21年の再度の上申書

さきの上申書の提出から5年後の明治21年にいたって、皇子女の養育について侍医たちが上申した文書と思われる草稿が池田文書に保存されている³⁷⁾。その表題は「上申書 御降誕後之養育方大綱目」とあり、使用されている用紙は、柱に「宮内省」の文字がはいった30.0×21.5cm、26行の罫紙である。表題はさきのようにかかれているが、本文冒頭にはそれを指示する見出しはなく、「竊ニ惟ルニ従来御降誕ノ皇子女」と直ちに本文が書きはじめられているので、整理した採録者の裁量による表題名であると思われる。

この文書には明治21年11月の日付はあるが、発信者と受領者の名は書かれていない。これが池田文書に草稿として保存されているものの、その筆跡からみて池田謙斎の自筆ではないので、謙斎の草稿にもとづいて侍医局の侍医か事務官がまとめた草稿であろうと思われる。侍医局長官としての地位からみれば、提出先は上司としての宮内大臣だとするのがもっとも常識的な見解であろう。さきの明治16年10月提出の上申書³⁵⁾においては、その宛先は太政大臣三条実美であり、提出者は伊東方成、池田謙斎、岩佐純の3侍医なので、今回

も同様な措置がとられたものとおもわれるが、明治21年は太政官制廃止後にもうけられた内閣制度下にあったので、宮内大臣土方久元にあてられたものであろうと考えられる。

この上申書が提出された経緯については、『明治天皇紀』明治21年11月27日の条にはつぎのようにかかっている³⁸⁾。

二十七日(11月)、常宮拜診御用陸軍軍醫総監橋本綱常皇子養育に関する意見書を上る、

とあって、この日に常宮昌子内親王の拜診御用を命ぜられた橋本綱常が、その責任者としての立場から抱負をのべた意見書を提出したことをしめしている。

一方それにさきだつ記述には

昭宮薨去の事あるや、陸軍軍醫総監橋本綱常・海軍軍醫総監高木兼寛及び侍醫等を召して、皇子養育の法を問はしめたまふ、綱常等衆議を盡し、西洋醫學の要に基づき、本邦の實驗に徴し、養育要項五條を奏陳す、

とあって、衆議を尽くして上申書を作成した経緯をのべている。これに参加した医師たちは、2名の陸海の軍医総監以外には具体的な氏名はあげられていないが、「侍醫等」のなかには責任者である池田謙齋をはじめ数名の侍医が参加したものとおもわれる。そのおりの検討事項にもとづいてまとめられたのが池田文書にのこる「上申書」であり、これを典拠にしてかかれたのが、『橋本綱常先生』にのる「献白書」であり、さらに『明治天皇紀』にのる「意見書」であると考えられるので、これによって以下のような3種類の文書が現存することがわかる。それぞれに書類の名称はまちまちだが、その内容を比較してみると1文書を底本にして、他の2文書が作成されたと思われる。議論をすすめる都合上、それらをつぎのように名称を限定して使用することにする。

- a) 池田文書所収の「上申書」
- b) 『橋本綱常先生』所収の「献白書」

c) 『明治天皇紀』所収の「意見書」

a) 池田文書所収の「上申書」³⁷⁾

まずはじめに時の侍医局長官池田謙齋と池田文書について簡単にふれておく^{39,40)}。池田謙齋は天保12年(1841)11月1日に、越後国蒲原郡中ノ島村の入沢健蔵の次男に生まれ、のち津和野藩医池田多仲の養子になった。明治3年に最初の文部省派遣プロイセン(ドイツ)留学生としてベルリン大学に留学して、明治9年に帰国した。帰国後は陸軍軍医監に任ぜられ、また宮内省御用掛と文部省四等出仕となって、三足の草鞋をはくという激務をこなした。明治10年には東京医学学校長に就任し、東京大学医学部の発足とともに初代総理として同学部の基礎造りに専念して、わが国近代医学教育の先駆的役割をはたした。明治19年には大学を辞して宮内省の初代侍医局長官に就任して、近代的侍医制度の確立に尽力した。さきの書簡がかかれたのはちょうどこのころのことである。明治31年に長官を辞任するまで、侍医として明治天皇を健康面からささえ、天皇の持病ともいべき脚気の治療に専念し、皇子女の夭折問題にも積極的にかかわった。大正7年(1918)4月30日に78歳で死去した。この池田謙齋家に保存されていた4千通にもおよぶ文書類が池田文書である⁴¹⁾。

「上申書」の冒頭で数行にわたって、これまでの皇子女の生育の状況についての確に把握している様子が記述されている。すなわち

皇子皇女御降誕後凡ソ七八ヶ月ニ被為至候迄、御發育ハ御相応ニ御宜敷被為入候得共、示後動モスレハ御書便御吐乳等之御諸症被為発、随而御發育御不十分ニ被為成終ニ御発熱御痙攣御□等之御諸症被為発、満一二歳之御齡前後終ニ御大切ニ被為成候段実不勝痛心深ク奉恐入候(読点は深瀬、以下174ページ左段3行まで同じ)

とあり、生後7,8ヶ月までは順調に發育しているが、その後になると緑色便や吐乳とともに發育

の遅延が見られるようになって、1、2歳ごろに死亡するものがおおかった、とのべたのち、それにつづいて

右御病ノ御容体ハ多少御異同被為在候得共、御病ハ全ク同一之慢性御脳膜炎之御症ト奉候

と、その死因は慢性脳膜炎であると断定しているので、皇子女が脳膜炎によって死亡したことについての認識をもっていたといえよう。そしてこの疾患の発症機転について以下のようにのべている。すなわち脳膜炎に罹患するのは

全ク御体内ニ右御病之御傾キ被為在候故、僅少之御事故ニテ仮令ハ御感冒或ハ御頭部之御振盪等ニ由テ、動モスレハ御病機御発動被為遊候御儀ト奉存候

との認識であった。体内にこの疾患が発病しやすい要因があって、外界からのごくわずかの刺激——それが感冒や頭部の振盪のような些細な刺激——によっても容易に発病してしまうというのである。

この病いはいったん発病してしまうと

医之漢洋功拙ハ勿論如何ナル名方奇薬タリトモ十全確実之功ヲ奏シガタキ御病被為在候

なので、命運強きものであれば九死に一生を得ることもあろうが、それは「十中ノ一ヲ望ム可カラサル御儀ニ御座候」と断じている。発病すればまず救命はおぼつかないというのである。未発に防ぐ以外には良策はないので、よりより協議した結果、養育方法の改革をめざして以下5項目の方策をとるべきであると進言している。

それらを列記すると

第一 御降誕之宮御養育主任ノ者ハ一人ノ婦女ヲシテ、従来小児ヲ多ク養育セシ充分之経験有之者ヲ御撰定之上御養育上ノ全権ヲ御委

任被為在、其他多人数之人ヲ附属シ又ハ別ニ男子ノ主任者アリテ御養育上ニ干渉セシメザル事

第二 御住所ハ人家疎ニシテ樹木多ク、空気ノ最清楚ナル田舎之村落ヲ御撰定被為遊候事

第三 経験ニ富ミタル一ニ之医師ヲ附属セシメ、御衛生上之事項ハ右医師ニ全権御委任被為在度事

第四 従来諸医之経験ニ従ヘハ、牛乳ヲ以テ小児ヲ養育ストキハ最モ強壯ニ發育スルコトハ疑アルヘカラス、故ニ初メヨリ牛乳ヲ以テ御養育申上度事

第五 酷暑之候ニハ山間清涼之地ニ避暑被為遊候事

である。

これまでの苦い経験にもとづいて、おおくの小児を養育した経験をもった女性に養育上の全権を委任し、その他のものが端からとやかくいわせないような体制をとることが肝要であるというのが第1項であり、さらに養育とは一線を画して衛生上、すなわち医学的事項については少数の医師にまかせるのがいいというのが第3項である。

居住地としては、第2項において、空気清浄な、環境にめぐまれた「田舎之村落」を選定することが肝要といい、とくの酷暑のおりには「山間清涼之地」への避暑をすすめているのが第5項である。また第4項では牛乳の栄養学的な効果を強調してその摂取をすすめているが、これはとりもおさず乳母を排除することを示唆しているといえようか。この点はさきの明治16年の上申書とおおいに異なるところである。

この方策を実行すれば強壯な発育はまちがいないといいいながらも、

乍併従来御素因被為在候御体格ニ被為入候故、御脳膜炎症ハ右ヲ以テ必ス防遏仕候トハ確言難仕候得共、身体強壯ニ發育スレハ幸ニシテ凜布ノ素因アルモ脳膜炎症ヲ発セズシテ生育スル例ハ世間ニ不少候

と、これによって確実に脳膜炎の発症を予防することができるとは限らない、と苦しい胸のうちを吐露している。

b) 『橋本綱常先生』所収の「献白書」⁴²⁾

この「献白書」は2842字におよぶ、かなりの長文である。全文を引用することは煩瑣にわたるので要点をつまんでのべると、まず序論として現今は西洋医学の発達にともなうわが国民もその恩恵に浴することができるようになったが、「獨り皇室ニ於テハ、屢々之ト反対ナル結果ヲ見ル」という。しかしそれがなにに起因しているのかは正しく指摘はしていない。

それにつづいて病いは薬石の力か、器械の力によって治癒させることが出来るものがある一方、この両者をもってしても治癒させることができない病いがある。「従来降誕ノ皇子皇女御在世多クハ永カラズ、大抵慢性脳膜炎症ノ為ニ崩御アリ」として、早逝の原因は「慢性脳膜炎」によるものと断定している。

その「慢性脳膜炎ナル者亦蓋シ多クハ先天ニシテ、今日所謂不治ノ症ニ属スルモノナリ」として、発病してからは治癒に導くことは不可能なので、「唯衛生養生ノ法ヲ以テ身体ヲ養成強固ニシ、病ノ素因ヲシテ其力ヲ遅クスルノ機会ヲ得ザラシムル有ノミ」として、身体を強固にすることによって症状の発現を防ぐことが肝要だとしている。そのためには以下の5項目、すなわち「第一住所、第二空気、第三光線、第四食事、第五生活法」があげられている。

これら5ヶ条の項目について簡単なながらも解説がふされているので、それを見ると、

住居ニ至ツテハ人家稀疎、空氣清楚ナル田舎ニシテ南ニ向ヒ、山ヲ北ニセル高燥ノ地ヲトシ、夏冬ノ季ニ應ジテ宜キヲ得ノコトヲ欲ス、殿宇ハ固ヨリ輪奐ヲ要セズ。……唯空氣善ク疎通シ光線善ク来射スルヲカムルノミ。生活法ニ就テハ従来ノ如ク人乳ノミヲ以テスルハ良ナラズ、人乳ハ身體ニ應ジテ時々其性ヲ變ジ易ク、常ニ良乳ヲ得ルコト甚ダ難シ。

故ニ寧ロ牛乳ヲ佳トセン。

これが本献白書の他の2文書との相違点で、これは橋本綱常の衛生思想の反映とみることができる。これ以外には医学教育の発展にともなう、おいおい小児科専門医も排出されているので、小児科学に精通した専門医の採用は急務であるとのべている。この点はさきの池田文書所収の「上申書」にみられない特色といえよう。

橋本綱常がこのような献白書を提出した背景はなにか。それは明治21年11月27日に常宮拝診御用を命ぜられ、この任務をもった直接の責任者として宮中の健康問題にさらに深く参画することにより、自らの責任において詳細にわたる献白書を提出したものと考えられる。

c) 『明治天皇紀』所収の「意見書」³⁸⁾

『明治天皇紀』明治21年11月27日の条には、まず11月12日の昭宮死去の後をうけて陸海軍医部の最高幹部と侍医たちにたいして、天皇から皇子女養育法についての下問があったことをのべ、これにたいして

綱常等衆議を盡し、西洋醫學の要に基づき、本邦の實驗に徴し、養育要綱五法を奏陳す、

と、その下問にこたえた事実があったことがのべられている。

これにつづいて橋本綱常の意見書なるものが記されているが、これが橋本の献白書の文言そのままではなく、編纂者の手によってリライトされていることはもちろんである。ここにある「臣」とは橋本綱常である。

従来皇子・皇女夭折する者多く、其の病因を問へば皆慢性脳膜炎ならざるはなし、輒近西洋醫術の進歩に伴ひ、萬民回生の恩澤に浴する者多きに、我が皇室のみ獨り此の恵を受くること少く、屢々此の不幸を見るは何ぞ、臣常に侍醫池田謙斎等と此の事を語りて私かに痛歎せり、抑々病に治すべきものあり、治す

べからざるものあり，病原に先天と後天との別あり，病原を先天に受くる者は，醫術・薬石を以て悉く治すべからずと雖も，今日醫術の進歩は昔日不治の病とせしものを治癒するの例尠しとせず，又治すべからざる病は，之れを未發に防遏せざるべからず，是れ醫學と養生との要ある所以にして，所謂天地の大法を研究し，病理・衛生等の諸學の發達に因りて完成せらるるものなり，彼の脳膜炎の如きは，蓋し先天に稟けて，所謂不治の症に屬するものなりと雖も，衛生・養生の精に因りて，豈未發に防遏することを得ざらんや，方今醫學各科を分かち，専門あり，宜しく侍醫局中に於て小兒科醫を特選し，専ら常宮健康保全の任に當たらしむべし，臣素と軍醫，育兒の法を講ずるは其の長にあらざると雖も，今此の重任を拝す，敢へて恩命を退棄せんや，唯臣の冀ふ所は，皇子をして身體を強固ならしめ，病を發せしめざるにあり，而して其の要は前に奏上せる五條の要綱に出でず，即ち住所・空気・光線・食物及び生活法の五者各々其の當を得しむるに外ならざらざり，而して之れを為すは保育者其の人を精選し，之に養育を託するより宜しきはなく，且其の人は既に小兒を生育し，強壯に成長するを得しめたる経験あり，卻りて宮中の事情に通ぜざる士族にして，夫婦俱に奉仕せしむるを可とす³⁸⁾

これを要約すると，病いには「治すべきものあり，治すべからざるものあり」といい，また「病原に先天と後天との別」があるともいう。「治すべからざるの病は，之を未發に防遏せざるべからず」とし，発病予防が必須だという。そして皇子女の病因は慢性脳膜炎だと断定し，「脳膜炎の如きは，蓋し先天に稟けて，所謂不治の症に屬するものなりと雖も，衛生・養生の精に因りて，豈未發に防遏することを得ざらんや」としている。

ここでは5ヶ条の要綱については項目だけをあげているにすぎないが，さらに侍醫局に小兒科医を採用し，もっぱら健康保持の任に当たらせるの

がぜひ必要であるともいっている。またかえって宮中の事情に精通していない人物を，夫婦共々奉仕させることを強調しているのは注目にあたいる。

この意見書は天皇の嘉納するところとなり，それにもとづいて侍医に小兒科医を採用することや，避寒や避暑のような手段を講じるといった処置がとられた。

小兒科医の任用

小兒科医を任用すべきだとの建言はどのような施策となって実をむすんだか。明治21年の上申書提出前後の侍医の状況をみると，以下にみるように新知識をもった医師が採用されているのできの上申書の成果ともみられるが，これらがとくに小兒科学を修めた医師とはいえず，『明治天皇紀』には小兒科学の学識を有するごとくの記述はあるが，そのまま素直にうけとることはできない。

その2, 3の例をあげると，まず萩原三圭は明治19年12月8日にドイツ留学から帰朝するや，翌明治20年1月に侍医局勤務を命ぜられ，5月に侍医に就任して，まず久宮付侍医をつとめ，その後も皇太子明宮，常宮，周宮——これら3皇子女は無事成人にまで達した——付侍医をつとめた。しかし萩原三圭について，留学先で研修した学問について検討しても，この人物が小兒科学を学習したという経歴はとぼしい。萩原三圭の唯一の伝記ともいえる『萩原三圭の留学』⁴³⁾では，三圭が留学中に修めた学問についてはまったくふれていない。

一方『池田文書の研究』によれば萩原三圭は，

明治十七年八月自費によりドイツに留学，ライプツヒヒ大学医学校においてカンヂダートルメヂケネーの資格をもって病理解剖組織学・内外科・産科・婦人科・衛生学・眼科・薬剂学とくに小兒専門科を研究。明治十九年七月ドクトルの学位を受け，九月ウィーンに移り婦人・小兒専門科の臨床を研究。同年十二月帰朝⁴⁴⁾。

とあるが、この典拠となったのは「転免物故履歴書」である。これをみるとドクトルをうけるまでは医学全般を学び、ウィーンに移ってからは小児専門科の臨床を学んだというが、それもわずか3、4ヶ月にすぎないという程度なのである。これでは小児科学を研修したとはとうていえない。

つぎに岩佐純についてみると、すでに侍医に就任していた岩佐純は、明治17年に医学研修を目的としてヨーロッパにわたったいるが、その目的については判然としないものがある。中野年表によると「欧州各邦ノ皇子皇女養育法視察ノタメ渡欧ス」とある⁴⁵⁾が、中野操がなにを典拠にしてこのような記述をしたのかは不明である。「物故転免履歴書」に収められている岩佐純の履歴書には、残念ながらこれについてふれるところがない。さらに『中外医事新報』にのる「岩佐純先生小伝」にも

明治十七年四月特ニ賜暇ヲ得テ、医術研究ノタメニ欧州ニ赴ク、居ルコト一年半ニシテ帰朝ス⁴⁶⁾

とあって、その目的については明記されていない。さらに岩佐純の外遊について『東京医事新誌』にのる「明治国手百家略伝」には、

明治十七年四月二十日、特旨を以って欧州各国巡遊を命ぜられ、海外に在ること一ヶ年余、帰国後侍医として宮中にあり⁴⁷⁾。

とある。ここには「帰国後侍医として」とあるが、巡遊以前すでに一等侍医であったので、さきへのべたように侍医の身分での外遊であった。この「特旨を以って欧州各国巡航を命ぜられ」という表現に注目したい。単なる医学研究のためであれば、おそらくそのむねを明記するであろう。この「特旨」という言葉の裏には、あからさまに表現を憚れる事情がかくされているように思える。天皇の皇子女たちの相次ぐ夭折に、皇統の危機を感じとった太政官や宮中の要人たちが、侍医である岩佐純に命じて養育方法研究のために欧州各国に

派遣したとは考えられないだろうか。これがこの論文の筆者である鈴木要吾による表現なのか、基礎となった資料がそのように表現しているのか判然としないが、たんなる医学研究とは考えられない。

この経過については遠藤正治論文⁹⁾は詳細にふれており、岩佐純の渡欧の目的は欧州各国の皇子女の養育法を視察するためであるといい、これは中野年表からの引用だとしている。中野年表では「皇子皇女養育法視察のため渡欧」といい、鈴木要吾は「特旨をもって」の渡欧だというが、わたくしとしてはさきのように考えたいのである。

さらに加藤照磨についてみると⁴⁸⁾、明治17年にベルリン大学やミュンヘン大学に留学して小児科学を専攻したのち帰朝後、明治21年に侍医に就任したという。『明治天皇紀』明治21年12月8日の条に

渡邊悌二郎・岩佐登彌太を侍醫に任じ、加藤照磨を侍醫局勤務と為し、尋いで又片山芳林を侍醫局勤務と為す、何れも東京大學醫學部を卒業し、或は獨逸國醫科大學を卒業したる學士にして、就中照磨は獨逸國に於て小兒科醫學を専攻し、去る十月帰朝せるなり⁴⁹⁾、

とあって、数名の医師があげられているが、加藤照磨以外は小児科学を専攻した形跡がない。これをもってみると、さきのような上申書が提出されながら、それにそった改革が断行されたとは思えない。

5. おわりに

明治天皇には15名の皇子女があったが、成人に達したのはそのうちわずか5名にすぎない。いずれも脳膜炎類似の症状を呈して幼少期に死亡し、その平均余命は10.8ヶ月であった。相次ぐ皇子女の夭折によって、宮中や政府関係者は皇統の危機さえ認識せざるをえない状況においこまれた。『明治天皇紀』を中心に、それに関連した池田文書所収の文書——明治16年と同21年の上申書——から、明治天皇の皇子女の生育や医療の環

境について検討をくわえるとともに、実施された施策について言及した。しかしそれらによってもその後の発症をふせぐことはできなかった。

稿を終わるにあたり数々のご指導やご助言をいただいた、順天堂大学名誉教授酒井シヅ先生、静岡県立大学名誉教授岩崎謙志先生、ならびに池田文書研究会の遠藤正治先生、斎藤美栄子氏、斎藤陽子氏、佐藤ミホ子氏、須永忠氏、故田中球子氏に心からの感謝の意をささげる。

岡田家文庫の披見をゆるされた北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究部教授小曾戸洋先生に感謝する。

絶版の『化粧ものがたり』を資料として貸与していただいたビューティーサイエンス学会理事長高橋雅夫先生にお礼を申しあげる。

本稿の一部は「皇統の危機はいまに始まったことではない——明治天皇皇子女の夭折問題」と題して『川崎市小児科医会会誌』第44号（2012年）に発表した。また「池田文書からみた明治天皇皇子女夭折問題」と題して、日本医史学会2014年4月例会（2014年4月26日）において発表した。

注と引用文献

- 1) 霞会館華族家系大成編修委員会。平成新修旧華族家系大成。上巻。東京：吉川弘文館；1996。p.12-13
- 2) 宮内庁書陵部編。明治天皇紀。第三。東京：吉川弘文館；1969。p.130
「明治天皇紀」の編纂事業は早くも大正3年（1914）12月からはじめられて、昭和8年（1933）9月には完成していたが、これが明治百年事業の一環として『明治天皇紀』として公刊出版されたのは昭和44年（1969）である。
- 3) 同書 p.159-160
- 4) 宮内庁書陵部編。前掲書。第一。東京：吉川弘文館；1969。p.454-455
- 5) 宮内庁書陵部編。前掲書。第三。東京：吉川弘文館；1969。p.623
- 6) 宮内庁書陵部編。前掲書。第四。東京：吉川弘文館；1970。p.441-442
- 7) 池田文書研究会編。東大医学部初代総理池田謙斎池田文書の研究（上）。京都：思文閣出版；2006。p.170 ここには明治12年とあるが、その死亡時期からみて明治11年が正しい。
- 8) 宮内庁書陵部編。前掲書。第六。東京：吉川弘文館；1971。p.105
- 9) 遠藤正治。明治期の侍医制度と池田文書。吉田忠。深瀬泰旦編。東と西の医療文化。京都：思文閣出版；2001。p.241-306
- 10) 池田文書研究会編。前掲書（上）。p.241-243
- 11) 池田文書研究会編。東大医学部初代総理池田謙斎池田文書の研究（下）。京都：思文閣出版；2007。p.490
- 12) 宮内庁書陵部編。前掲書。第六。p.105
- 13) 同書。p.106
- 14) 同書。p.107-108
- 15) 同書。p.108
- 16) 同書。p.129-130
- 17) 同書。p.725-726
- 18) ドナルド・キーン。角地幸男訳。明治天皇。下巻。東京：新潮社；2001。p.69
- 19) 池田文書研究会編。前掲書（上）。p.298
- 20) 池田文書研究会編。前掲書（下）。p.491
- 21) 岡田昌春。青山奉侍録。北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究部蔵
岡田昌春は文政10年生れの5代昌春元矩であり、浅田宗伯らとともに漢方医学存続運動にくわわり、また福井貞憲、河内全節とともに明治天皇皇子女の治療にあたった。そのときの記録が青山捧侍録である。岡田昌春については以下の文献を参照されたい。
・友部和弘ほか。岡田昌春文庫（一）。書籍類。日本医史学雑誌2003；49(1):20-21
・町泉寿郎ほか。岡田昌春文庫（二）。書簡類。日本医史学雑誌2003；49(1):22-23
・町泉寿郎ほか。岡田昌春文庫の研究——岡田家歴代の伝記と貴重資料解題。日本東洋医学雑誌2001；52(2):179-189
- 22) 宮内庁書陵部編。前掲書。第七。東京：吉川弘文館；1971。p.148-149
- 23) ドナルド・キーン。前掲書。p.84
- 24) 岡田昌春。昭宮奉侍録。北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究部蔵
- 25) 池田文書研究会編。前掲書（下）。p.409
- 26) 宮内庁書陵部編。前掲書。第八。東京：吉川弘文館；1971。p.485
- 27) 池田文書研究会編。前掲書（上）。p.237
- 28) 宮内庁書陵部編。前掲書。第九。東京：吉川弘文館；1973。p.577-578
- 29) 明治30年に官制改正があって、それまでは少将相当官である軍医監が最高位であったが、中将相当官の軍医総監がもうけられたのでこのような一見不可解な人事になってしまった。
- 30) 続人物研究・伝記詳伝図書目録。東京：図書館流通センター；2001。p.1462-1466

- 31) 飛鳥井雅道. 明治大帝. 東京: 筑摩書房; 1989. p. 54
- 32) 同書. p. 71
- 33) 同書. p. 154
- 34) 伊藤之雄. 明治天皇——むら雲に吹く秋風にはれそめて. 京都: ミネルヴァ書房; 2006.
- 35) 宮内庁書陵部編. 前掲書. 第六. p. 130
- 36) 宮内庁書陵部編. 前掲書. 第九. 東京: 吉川弘文館; 1973. p. 577
- 37) 池田文書第3494号文書(明治21年11月付)
この文書はさきに発刊された, 池田文書研究会編. 東大医学部初代総理池田謙斎 池田文書の研究. 京都: 思文閣出版. には収録されていない.
- 38) 宮内庁書陵部編. 前掲書. 第七. 東京: 吉川弘文館; 1972. p. 159-160
- 39) 池田謙斎について. 池田文書研究会編. 前掲書(上). p. 41-44
- 40) 明治天皇の侍医 池田謙斎. 東京: 形成社; 1991.
- 41) 池田文書について. 池田文書研究会編. 前掲書(上). p. 1-3
- 42) 日本赤十字社病院編. 橋本綱常先生. 東京: 日本赤十字社; 1936. p. 109-113
- 43) 富村太郎. 萩原三圭の留学. 東京: 郷学舎; 1981
- 44) 池田文書研究会編. 前掲書(上). p. 297
- 45) 中野操. 増補日本医事大年表. 京都: 思文閣; 1972. p. 220
- 46) 鈴木要吾. 明治国手百家略伝. 東京医事新誌 1933; 2991: p. 55
- 47) 岩佐純先生小伝. 中外医事新報 1912; 765: 195-197
- 48) 加藤照磨は文久3年9月8日, 東京に生まれた. 父は東京大学総理加藤弘之である. 大正14年9月29日死去した. 享年63.
- 49) 宮内庁書陵部編. 前掲書. 第七. p. 167-168

Premature Death Problems of the Meiji Emperor's Infants, According to the Two Submissions of 1883 and 1888

Yasuaki FUKASE

Department of History of Medicine, School of Medicine, Juntendo University

The Meiji Emperor had fifteen children; five princes and ten princesses, but ten of them died of a meningitis-like disease in their infancy. People were concerned about the circumstances in which the lineage of the emperor's family was in a critical situation. They investigated the conditions regarding the children's upbringing and reported on the matter to higher officials in 1883 and 1888. But the author concludes that conditions did not change for the better because of those efforts.

Key words: official documents of Emperor Meiji, submissions for bringing up Emperor Meiji's infants, premature death of Emperor Meiji's infants, Hashimoto Tsunatsune